

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町今中	平成 28 年 3 月	令和 5 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.2 ha
(備考)・農業をリタイア、経営転換する人で、希望者は農地中間管理機構に貸し付ける。	アンケート回答割合 (②/①)
	実質化済 %

2. 対象地区の課題

- ・農業者の半数以上が高齢者であり、後継者の検討が必要。
- ・栗の大規模栽培が進んでいるが、将来の運営について検討が必要。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・営農組合等の担い手と、野菜経営を主体に新規参入を希望する法人に集積・集約を行う。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	15 経営体
----	-------	--------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・現状維持を行う農家も担い手に位置づけ、農業経営を継続できるよう農業機械の共同利用や作業受託を進める。
- ・営農組合機能を充実させ、地域農業の最終的な受け皿としての体制を整えていく。